

令和6年4月19日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 金 澤 健 司

「令和6年度 誘客促進強化事業 他県連携相互送客促進事業」に係る
企画提案の公募について（募集）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記のとおり企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名 令和6年度 誘客促進強化事業 他県連携相互送客促進事業
2. 委託内容 別紙「企画提案指示書」参照。
3. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、参加表明書（別紙1）に必要事項を記入の上、期限内にメール提出すること。

4. 提出物 企画提案書及び見積書
 5. 今後のスケジュール
- | | |
|-------------|---------------|
| （1）参加表明 | 4月26日（金）10：00 |
| （2）企画提案書の提出 | 5月17日（金）10：00 |
| （3）審査会の実施 | 5月21日（火）予定 |
| （4）結果通知 | 5月22日（水）以降 |

※企画書は下記提出先まで、紙面、並びにデータで提出すること。

※6社以上の企画提案があった場合、書面審査により審査会に参加する5社を選定する。

6. その他

本事業に関する事業説明会はございません。事業内容に関する質問を4月26日（金）10：00まで、メールで個別に受け付けます。回答については、全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対して、4月30日（火）以降、速やかに通知します。

7. 問い合わせ先

公益社団法人 北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部 担当：坂本・金田・高野
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階

TEL：011-231-0941 E-mail：h_sakamoto@visithkd.or.jp y_kaneta@visithkd.or.jp

t_takano@visithkd.or.jp

以上

「令和6年度 誘客促進強化事業 他県連携相互送客促進事業」

企画提案指示書

1. 委託事業名

令和6年度 誘客促進強化事業 他県連携相互送客促進事業

2. 事業目的

東名阪を除いた地域において、主に本道と直行便のある地方空港を有する県を対象に、対象県の特性を踏まえつつ、各県におけるメディア、旅行会社、航空会社、空港など関係機関との連携強化を図り、北海道の観光情報発信や地域イベントへの出展、各県の消費者と直接つながるためのSNS登録促進などにより、他県との相互送客を促進し、本道への観光誘客促進並びに観光消費単価の向上、地域・季節偏在解消を図る。

3. 委託期間

契約締結日～令和7年3月7日

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約
※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額 55,000千円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）

6. 委託業務内容及び実施方法

(1)実施対象地域

主に本道との直行便が就航している下記13県を対象とする。

宮城、茨城、新潟、富山、石川、長野、静岡、兵庫、広島、福岡、熊本、鹿児島、沖縄

(2)業務内容

(ア)年間事業計画の立案

当事業は年間通じての実施を予定している。委託期間内で実施する想定にて事業年間計画を企画、提案すること。立案にあたっては（イ）以降の指示内容に従うこと。

(イ)道外プロモーション

道外プロモーションの企画、運営、ならびに実施に伴う各種調整、事務対応を以下①～⑩に従って行うこと。

①北海道の観光協会、自治体、事業者など（以下、「北海道参加地域」という）への参加募集支援

対象地域での各種プロモーションは、北海道の観光協会、自治体、事業者などを帯同する形式で実施する（状況に応じ、伴わない場合あり）。参加を募集するにあたり、声掛け、応募状況の取りまとめなど、必要な支援を行うこと。

②「北海道ー〇〇県 観光交流ウィーク」の企画、実施

県、空港などの関係組織と連携し、空港や百貨店やショッピングモールなどで開催される北海道物産展などのイベントと連携することにより、地域住民に対する訴求力のある、集中的な北海道観光プロモーションを「北海道ー〇〇県 観光交流ウィーク」として企画、実施すること。内容には以下③～⑤を含め、新潟県、広島県、熊本県で実施すること。

③現地北海道観光プロモーション

北海道観光プロモーションを企画、実施すること。①にて募集する北海道参加地域ならびに北海道観光振興機構（以下、「当機構」という）にて、北海道へのアクセス、食・観光の魅力紹介、当機構の LINE 公式アカウントの登録促進、来場者アンケートなどを実施するプロモーションとし、参加団体との各種調整を行うこと。現地空港イベント（来場者アンケートなど実施）を原則とするが、旅行博や北海道物産展など、集客力のあるイベントへの出展のほか、観光プロモーションに適した商業施設などを会場として選定し、プロモーションに必要な備品の用意など、必要な事務手続きを行うこと。

④北海道観光情報交換会（or セールスコール）

メディア（テレビ、ラジオ、新聞、出版社、WEB 媒体などを有する事業者）、旅行会社などへ北海道の観光情報（教育旅行含む）を提供し、北海道観光情報のメディア露出増加、北海道行き旅行商品造成の促進などを目的に、北海道観光情報交換会、またはセールスコールを実施する（※）。実施にあたり、メディア、旅行会社などの参加募集、会場の確保、備品の用意など、事務手続き全般を行うこと。より商談成果が高まる効果的運営方法を提案すること。

※北海道観光情報交換会、セールスコールいずれの形式をとるかは、北海道参加地域、ならびに現地メディア、旅行会社などの人数を考慮し、当機構と協議の上、決定すること。

（北海道観光情報交換会）

会場を設け、実施地域の現地メディア、旅行会社などを集め、北海道参加地域との観光関連商談等を実施する。実施にあたり、会場の確保、必要備品の用意など、必要な事務対応を行うこと。また、各北海道参加地域が現地メディア、旅行会社などと積極的に商談でき、具体的なメディア露出、旅行商品造成に繋げるべく、効果的な運営方法を提案すること。また北海道参加地域が用いる資料について、より成果に繋がるよう、見せ方や盛り込むべきポイント、観点などについて、事前にアドバイスを行うこと。

（セールスコール）

実施地域の現地メディア、旅行会社などに対し、当機構、北海道参加地域が訪問し、観光関連商談を実施する。実施にあたり、有力メディア、旅行会社などの選定、アポイントメント、現地

移手段の確保など、必要な事務対応を行うこと。

⑤県庁など関係組織との意見交換支援

相互送客を円滑に促進する観点から、当機構や北海道が県庁や空港ビル・観光協会などを行う意見交換を支援すること（※）。アポイントメントや打合せ資料の作成など、必要な事務支援を行うこと。

※下記タイミングでの意見交換を想定すること。

- ・事前意見交換…令和6年6～7月頃に実施。

鹿児島県については北海道観光情報交換会（or セールスコール）時に合わせ実施。

- ・イベント時訪問…北海道観光情報交換会（or セールスコール）、現地北海道観光プロモーション時に合わせ実施。
- ・事後意見交換…令和7年1～2月頃に実施。

意見交換は対面形式とし、当機構などが関係組織を訪問する。別途当機構が指示する場合に限り、オンライン形式での意見交換を実施する。事前意見交換については、効率化の観点から複数の県を同時に訪問することとし、原則帯同すること。

⑥県庁などによる北海道で実施するプロモーションなどへの支援

相互送客促進の観点から、県庁などが北海道で行う各種プロモーションを円滑に行うことができるよう、支援を行うこと。（例：イベント会場、道内メディア、道内旅行会社などの紹介など。問い合わせ、相談に対する適宜対応、サポートとする。）

⑦道内地域旅費助成

道外プロモーションに参加する北海道参加地域に対し、旅費の助成支援を行うこと。また、旅費の支出負担にかかる申請事務（一地域3万円以内）を実施すること。なお、採択にあたっては、新規参加促進の観点より、前年度未参加の北海道参加地域を対象とし、北海道観光情報交換会、現地北海道観光プロモーションに参加できること（どちらかの利用でも可とし、利用促進につながるようにする。）、実施報告書の提出などを条件とする。

⑧メディアタイアップ情報発信取材費支援事業

- ・北海道の観光コンテンツ露出強化を目的として、現地メディアを対象に当機構が策定するメディアタイアップ取材費支援事業について、当機構の指示により、メディアの募集、応募状況の取りまとめ、審査補助、採択不採択などの通知、助成額の支払いなど、各種事務支援を行うこと。
- ・編集タイアップ事業を広く周知し、活用を検討する事業者数を最大化すること。
- ・取材費支援は各県1～2媒体程度の採択、1媒体あたり上限500千円とする。

⑨旅行商品造成助成事業

- ・対象地域所在空港発、北海道内空港着の旅行商品造成促進を目的として、現地旅行会社を対象に当機構が策定する旅行商品造成支援事業について、当機構の指示により、旅行会社の募集、応募状況の取りまとめ、審査補助、採択不採択などの通知、助成額の支払いなど、各種事務支援を行

うこと。

- ・旅行商品造成助成事業を広く周知し、活用を検討する事業者数を最大化すること。
- ・対象となる旅行の広告掲載費用を助成対象とし、各県ごと 1～2 商品程度の採択、1 商品あたり所要広告経費の 1/2 以内かつ上限 500 千円とする。

⑩搭乗キャンペーンの実施・空港などの広告媒体を利用した告知

【搭乗キャンペーンの実施】

- ・キャンペーン対象時期は、11 月～1 月とする。(予定)
- ・Hokkaido Love! LINE 公式アカウントや SNS 等活用した搭乗キャンペーン等を実施すること。
- ・道内空港及び対象県空港（主に直行便が就航している県）と連携し、北海道と対象県の旅行需要喚起及び相互送客を促進する内容とする。
- ・キャンペーン実施効果が数値的に検証できる内容であること。

【空港など広告媒体を利用した告知】

- ・搭乗キャンペーン実施に伴い、対象県（主に直行便が就航している県）との相互送客促進を図るため、各県の県民性などを考慮した効果的な広告展開を行う。
- ・告知は、遅くともキャンペーン実施 2 か月前までに行うこととし、相互送客を図る。

<各県における委託予定業務一覧（○は実施予定）>

県／実施内容	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
宮城	○	△	○	○	○	適宜 対応	○	○	○	○
茨城	○	△	○	○	○		○	○	○	○
新潟	○	○	△	○	○		○	○	○	○
富山	○	△	△	○	○		○	○	○	○
石川	○	△	△	○	○		○	○	○	○
長野	○	△	△	○	○		○	○	○	○
静岡	○	△	○	○	○		○	○	○	○
兵庫	○	△	○	○	○		○	○	○	○
広島	○	○	△	○	○		○	○	○	○
福岡	○	△	○	○	○		○	○	○	○
熊本	○	○	△	○	○		○	○	○	△
鹿児島	○	△	△	○	○		○	○	○	△
沖縄	○	△	○	○	○	○	○	○	○	

- ①「北海道参加地域」への参加募集支援
- ②「北海道一〇〇県 観光交流ウィーク」の企画、実施
- ③現地北海道観光プロモーション
- ④北海道観光情報交換会 or セールスコール
- ⑤県庁など関係組織との意見交換支援
- ⑥県庁などによる北海道で実施するプロモーションなどへの支援
- ⑦道内地域旅費助成
- ⑧メディアタイアップ情報発信取材費支援事業
- ⑨旅行商品造成助成事業
- ⑩搭乗キャンペーンの実施・空港などの広告媒体を利用した告知

注1：北海道参加地域の参加しやすさ、効率性などを鑑み、原則③、④、⑤はひとまとまりの行程で実施すること。(例) 金曜日に④、⑤を実施、同じ週の土曜日、日曜日に③を実施など

注2：⑥に関する費用は、原則プロモーションを行う県庁などの負担とする。

(3)事業実施に当たっての留意事項

① SNS の活用

- ・SNS を活用した効果的な誘客を図る観点から、当機構の指示により、当機構の LINE 公式アカウント関連事業と密接に連携するとともに、同事業の効果的な推進のための LINE などの登録促進を支援すること。

②アンケート調査の実施

- ・各県での現地北海道観光プロモーション実施の際には、来場者へWEBアンケートを実施すること。設問等については、当機構と協議の上決定し、集計結果については、分析等を行い、報告書にまとめること。

③予算上限（目安）について

「(2)業務内容」⑦～⑨について、下記を上限額とし、事業費の中で見込むこと。

- ・「⑦道内地域旅費助成」 : 1,200 千円 (税込)
- ・「⑧メディアタイアップ情報発信取材費支援事業」 : 9,000 千円 (税込)
- ・「⑨旅行商品造成助成事業」 : 7,000 千円 (税込)

※各事業の上限額に満たないと見込まれる場合等の用途については、当機構と調整し、改めて事業計画を検討すること。

7. 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

8. 事業実績報告書及び成果物の納品

(1) 事業実績報告書

事業終了後、次の報告書を提出すること。

- ①概要版を含む事業実績報告書 2部（併せて電子データを提出すること）

(2) 成果物

以下の成果物をデータ提出すること。

- ①本業務における広告宣伝で使用した素材データ一式

9. 企画提案応募条件等

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

①北海道に本社もしくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

③地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。

④北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

⑤暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑥コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案（プロポーザル）に参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、(1)、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

①コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

②委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

10. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

実施内容が、事業目的を資するものか、また目的を達成するために効果的であるか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

11. 事業者決定までのスケジュール

(1) 当事業への参加表明 4月26日(金) 10:00

(2) 企画提案書提出 5月17日(金) 10:00

(3) 審査会 5月21日(火) 予定

(4) 結果通知 5月22日(水) 以降

※企画書は下記提出先まで、紙面、並びにデータで提出すること。

※6社以上の企画提案があった場合、書面審査により審査会に参加する5社を選定する。

12. 参加表明の提出

本事業に参加意向がある場合は、参加表明書(別紙1)に会社名、所在地、担当者名、連絡先等、必要事項を記載の上メールより提出して下さい。

(1) 表明期限 令和6年4月26日(金) 10:00

(2) 参加表明書 別紙1のとおり

(3) 提出先 公益社団法人 北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階

TEL: 011-231-0941 担当: 坂本・金田・高野

E-mail: h_sakamoto@visithkd.or.jp y_kaneta@visithkd.or.jp

t_takano@visithkd.or.jp

13. 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和6年5月17日(金) 10:00 (必着)

(2) 提出場所 公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階

担当: 坂本・金田・高野

(3) 提出部数 企画提案書(A4版)6部

※1部のみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残り5部は担当者名を「A」、「B」等の表現を用いて記載し、社名は無記名で提出すること。

※コンソーシアムを構成する場合は、別紙2「コンソーシアム協定書」を提出のこと。

(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。

1.4. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。

(2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

①これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

②業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

③業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④見積書

費用項目の明細を記載すること。

* 交通費、宿泊料、謝金、広告宣伝費 等

1.5. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング(以下「審査会」という。)を実施する。日時及び場所については、別途通知する。

審査会に参加されない場合は棄権とみなす。

審査会時の追加資料の配付については認めない。

1.6. 再委託の禁止について

・再委託の予定がある場合は(下記Bの業務に限る)、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承認を得る必要が

あるので留意すること。

*当機構の承認を要する再委託の範囲は、次の区分におけるBを言う。

- A「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことは出来ない。
- B「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承認を要する。
- C「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

17. 留意事項

- (1) 企画提案は、1者1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (5) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (6) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (7) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (8) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (9) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (10) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (11) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

18. 問い合わせ先

公益社団法人 北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階

TEL：011-231-0941 担当：坂本・金田・高野

E-mail：h_sakamoto@visithkd.or.jp y_kaneta@visithkd.or.jp
t_takano@visithkd.or.jp

参 加 表 明 書

「令和 6 年度 誘客促進強化事業 他県連携相互送客促進事業」
に係る企画提案の参加表明を致します。

会 社 名	
所 在 地	
担 当 者 名	部署・役職：
	氏 名 ：
連 絡 先	TEL ：
	Email ：

提出期限：令和 6 年 4 月 26 日（金）10：00

提出先 ：公益社団法人 北海道観光振興機構 事業企画本部 プロモーション部
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 番 1 緑苑ビル 1 階
TEL：011-231-0941 担当：坂本・金田・高野
E-mail：h_sakamoto@visithkd.or.jp y_kaneta@visithkd.or.jp
t_takano@visithkd.or.jp

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和6年度 誘客促進強化事業 他県連携相互送客促進事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和6年度 誘客促進強化事業 他県連携相互送客促進事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 14 条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 15 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 16 条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第 17 条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 19 条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各 1 通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名 称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) ⑩